

○ 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

○ 公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、地方財政統計では、次を公営事業会計に分類している。

ア 公営企業会計

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜事業、観光施設事業、宅地造成事業、下水道事業、有料道路事業、駐車場整備事業、介護サービス事業に係る会計。

イ その他の系事業会計

上記事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計。

ウ 収益事業会計

競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競争及び宝くじの各事業に係る会計。

エ 国民健康保険事業会計

オ 後期高齢者医療事業会計

高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計。

カ 介護保険事業会計

介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計。

キ 農業共済事業会計

農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計。

ク 交通災害共済事業会計

市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計。

○ 実質収支

$$\text{実質収支} = \text{歳入歳出差引額（形式収支）} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、本来当該年度に属すべき支出（翌年度への繰越額）を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入（翌年度への繰越額に係る未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

この指標は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであるが、黒字の額（純剰余金の額）が多いほど良いといえるものではない。地方公共団体は営利を目的として存立するものではない以上、純剰余金の額が多いほど、財政運営が良好であるとは断定できないからである。この意味において、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に求められるべきであって、一般的には概ね標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされており、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、

住民負担の軽減に充てられるべきものである。

○ 実質収支比率

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支額} / \text{標準財政規模} \times 100$$

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数で表される。一般的には概ね3～5%が望ましいとされている。

○ 単年度収支

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

単年度収支が黒字→前年度の実質収支が黒字の場合は当該年度に新たな剰余を生じたことを意味し、前年度の実質収支が赤字の場合は過去の赤字をそれだけ解消したこととなる。

単年度収支が赤字→前年度の実質収支が黒字の場合は過去の剰余金の食いつぶしであり、前年度の実質収支が赤字の場合は赤字の増加を意味する。

地方公共団体が毎年度収支の均衡を保持するためには、毎年度の増加収入で増加経費を賄っていくよう運営しなければならない。しかし収入の減少した年度においては、過去の蓄積の一部を食いつぶすこととなり、この場合、当然単年度収支は赤字になることとなる。逆に収入の増加が多額に上った場合はその一部を後年度の財源として留保し、収入増加の少ない年度に備えておくべきである。

○ 実質単年度収支

$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} &= \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} \\ &\quad + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

単年度収支の中に含まれる実質的な黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還金）や赤字要素（財政調整基金取崩し）を控除した単年度収支。これらの黒字、赤字要素が歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかを分析する指標である。

○ 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源総額} \times 100$$

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

地方公共団体の一般財源の収入は、景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面、近年における行政活動の多様化等から、扶助費等の経常経費が増加し、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況となっており、より一層の財政構造の弾力性確保が必要となっている。

○ 財政力指数

$$\begin{array}{l} \text{財政力指数} = \frac{\text{当該年度基準財政収入額}}{\text{当該年度基準財政需要額}} \\ \text{(単年度)} \\ \\ \text{財政力指数} = \left(\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度〃}}{\text{前年度〃}} + \frac{\text{当該年度〃}}{\text{当該年度〃}} \right) / 3 \\ \text{(3か年平均)} \end{array}$$

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。当該指数が1を超えた団体は地方交付税の不交付団体となるが、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。

また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近い団体ほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。

なお、単に「財政力指数」という場合は、過去3か年間の平均値を指すものである。

○ 目的別分類

地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、警察費、消防費、教育費等に分類することであり、予算及び決算における款、項の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費は、各行政分野ごとに目的別に分類できるが、さらに経費の経済的機能は、目的別分類経費を性質別に分解することにより知ることができる。

目的別分類は地方公共団体の行政目的別、換言すると各部各課ごとの大まかな予算の比重を知ることができる分類方法であって、予算を議会において審議する場合等には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。（地方財政小辞典より抜粋）

○ 性質別分類

地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。

地方公共団体の経費は義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）、その他の経費の3つに分類でき、歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、建設事業のような行政水準の向上に積極的に寄与する投資的経費の割合が高いほど財政構造は弾力性が大きく、健全な財政であるといえる。（地方財政小辞典より抜粋）